

第4回伊賀市文化財保存活用地域計画協議会 会議録

日 時 令和4年10月13日（木） 午後2時から3時30分まで

場 所 伊賀市役所5階501会議室

出席者 菅原洋一委員（会長）、福田良彦委員（副会長）、長谷康弘委員、静永史範委員、中山和光委員、岩佐絹枝委員、稲垣八尺委員、尾登 誠委員、服部保之委員、峠 美晴委員、伊藤裕偉委員、西嶋克司委員

事務局：教育委員会事務局 滝川事務局長

文化財課 笠井課長、福田主任、森川主任

傍聴者 なし

事務局：会議出席お礼、伊賀市文化財保存活用地域計画協議会設置要綱第6条2項により、過半数の出席により会議成立、資料確認、協議会設置要綱第6条により、会長が議長となり、菅原会長に進行を依頼。

あいさつ

菅原会長

1. 報告事項

(1) 経過報告と作成スケジュール

《事務局から資料1を用いて、これまでの経過報告（文化庁協議、庁内会議）と今後の計画（各種会議、庁議、議会予定、R5年度の予定）を説明、質疑応答は特になし》

(2) 伊賀市文化財保存活用地域計画（案）序章～3章 について

《事務局から資料2を用いて、計画（案）の序章から3章までについて、前回での指摘事項の修正や文化庁協議を経て変更した点について説明、質疑応答は以下のとおり》

議 長：質問、ご意見等ありましたらお願いします。

委 員：P.20「近畿地方に接する」の記載について、三重県の位置づけは近畿地方でもあるし、中部・東海でもあると一般的に言われていることもあり、その表現を検討してほしい。

委 員：P.102の【河合地区】の記述が途中で切れている。確認してください。

議 長：P.40奈良県北部は「北東部」のが適切ではないか。また、どこかに藤堂藩の城和領という言葉を入れておいたほうがよい。

内容に関わることは、細かい指摘でも良いので皆さんお願いします。

委員：P. 40 赤字下から4行目「県内の約3割」は「県内総数の約3割」とするのが正確である。P. 68 の表、備考欄は「令和」の表記で、右上は「2014. 8. 1」となっている。整合を図ること。

委員：P. 101 春日神社の本殿は4基ではなく5基。「五百田氏館跡」が中世城館群を示す青枠に入っていないので、入れること。

議長：P. 119 下から3行目「氏子・檀家」は「寺社建築」に対応していないので、「檀家・氏子」とすること。

委員：P. 100 阿保地区の文化財一覧に市指定になった大村神社の梵鐘の追加をお願いします。

委員：P. 70 15 国登録の開化寺観音堂・三重塔・門の門は複数ある。どの門か特定できるように「山門」とすべきではないか。

議長：指定名称の確認をお願いします。

事務局：指定名称が「門」の場合は括弧付けて（山門）としてほうがよろしいか。

議長：分かりやすいよう記入をお願いします。

議長：構成を変更したのはよかったと思う。全体的にすっきりした内容となっている。

2. 協議事項

(1) 伊賀市文化財保存活用地域計画（案）4章～6章 について

《事務局から資料2を用いて4章から5章まで、前回会議での指摘事項の修正や文化庁協議を経て変更した部分を踏まえて説明、質疑応答は以下のとおり》

議長：それでは、4章、5章についてご意見等ありましたらお願いします。

委員：この章が一番重要であると思う。前回の会議でも協議したが、観光の視点はそのままでよかったのか。活用することが何に作用するか、という視点はどこか記述に必要である。ここに書いてある方針をどういう形で進行管理していくかなども事務局ではお考えですか。（事務局：後ほど説明いたします。）また、計画を作るには、例えば地域別、分野別、所有者別などの固有の計画は必要ないか。

P. 135～各主体の役割について、所有者、市民団体等、民間のネットワークづくりには、行政はどうリンクするのかという仕組みが分かるようお示しするものを入れるのが今日的なビジョン、プランの作り方かと思う。

財政問題など文化財所有者固有の悩みをネットワークにどのように取り込むかを協議できる会議などを開催し、行政がフォロー入れるような形は必要であると思う。行政の一方的な計画にならないように気をつけていただけたらと思う。進行管理も含めて、事務局の考えを教えてください。

事務局：活用に関しては、観光の視点も含めて文化財を「楽しむ」ということを基本方針に

入れてまとめましたが、記述の仕方を検討します。進捗管理については、文化庁からはとくに求められておりませんが、「文化振興プラン」の進捗管理方法なども参考するとともに、進捗状況について協議する場も必要かと考えています。

委員：P. 117 に新発見された遺跡にかかる手続きを入れてはどうか。P. 118 城之越遺跡の報告書については、この中に管理活用計画が含まれていることが分かるような記載が必要ではないか。

「現状と課題」について、例えば保存管理については、「現状」に国登録の申請手続きの記載があるので、「活用」の方にも国登録の推進などの文言が必要である。

「普及・啓発」について、学校に関する記載が少ないので、学校との連携をもう少し書いた方がよい。5章について、P. 134 天然記念物の記載が必要ではないか。「2. 文化財の保存・活用に関する取り組み」の記述の前に、「防犯・防災に関する取り組み」を入れてはどうか。P. 125 の防犯・防災の現状と課題は、分割して書いた方が分かりやすいかもしれない。P. 136～事業主体の部分、全てが●となっているため、主体がどこになるか分かるように（例えば主体は◎と○として差異を表現する）表記してはどうか。

議長：先ほど観光についての意見がありましたが、観光については、もう少し踏み込んだ記述が必要ではないかと思う。P. 135 に「事業者」を入れてはどうか。

委員：学校との連携は、次世代への継承の部分でもう少し見えるようにお願いしたい。アンケートの表の見えにくい部分の修正をお願いしたい。P. 135 各主体は何を指しているのかが分かりづらい部分がある。そのことがP. 141 に対応しているのかとは思いますが、誰が何をするのか、という部分はもう少し詳しく書くこと。

事務局：学校、次世代への継承については文言として追記し、第6章の各主体の例示については表記を検討します。民間の「事業者」の表現は、他市の計画書を参考に、観光協会、商工会議所を挙げたが、民間の方にも積極的に関わっていただくことが保存・継承の向うべき姿と思っています。観光のことをもう少し記述する、という意見をいただきましたが、具体的になご意見いただけませんか。

委員：観光だけでなく、学校や産業も。活用することによって何かに作用するという原理を持っている。文化財を見せるだけではなく、どのようにして来てもらうかまでの仕組みを作ることが大事だと思う。基本方針4の「活用」については、既存の取り組みしか書かれていないので、例えば「教育機関との連携による○○」というように記述しておいて、実現させるプロセスは別な場所で表現する方がよいと思う。

この計画でまちをにぎわせたい、というくらいの意気込みで書いてもいいのではないか。そのためのシステムをどうするのかということの基本方針4の活用に、無理のない程度に書き込み、それをサポートする例えば小委員会を作るなど、システムを作る。

委員：計画期間が10年となったこともあり、観光のことをもう少し書きこんでもいいと思う。

事務局：活用を活性化したら、観光につながるという書きぶりでもよろしいか。

委員：観光、文化財それぞれの計画でお互いをリンクさせるような書き方ができるといいと思う。

委員：観光については、具体的には観光の計画に書かれておればよい。こちらの計画では、そことどう繋がっていくか、どういう方向性でいくのか、を示すことが重要である。

議長：事務局で、ご検討ください。

P. 118 上野高校の修理事業は入っていないか。

委員：耐震補強工事から分かってきた事業であり、事業の主旨が違うためこの表に入れる必要がないのかと思う。

議長：どこかに入れる部分があればお願いします。

委員：P. 133 基本方針があり、それがP. 136 以降の具体的な取り組みとなっていくと思うが、その繋がりが分かりにくい。基本方針の表について、取り組み内容がその方針の何番に該当しているのかを分かるようにした方がよい。重点事業も何を指すのか分かりにくい。

事務局：ご指摘の部分について整理いたします。P. 136 以降の表について、方針のどれに該当するのかという形にすると、分かり易くなると思う。重点事業については、実現可能性のある事業を挙げています。

委員：将来の文化財についての視点については、どこかに記載がありますか。将来の文化財（未指定のものなど）をどのような体制で保護していくかなどの記載はありますか。

P. 135 黄色部分、少し下の「基本理念を目指し」について、基本理念は定めるものであって、目指すものではないので、「基本理念を定め」とするべき。

事務局：この計画にある文化財は指定、未指定を含めたものであり、未指定文化財についての調査等の必要性は記載してあります。未指定文化財の記載は、本計画の文化庁認定申請に必要なため、これまでの調査で把握してある文化財の一覧表を作成しています。

委員：取り組み内容は無難なものも多く、10年かからないものもあると思う。補助金、交付金を申請することを見越して、「今後、まちなか整備を検討していく」などの取り組みを記載しておいた方がいいのでは。

博物館の関係、人材育成の関係の記載は必要ではないか。伊賀市は文化財の件数も多いため、博物館は必要ではないか。せめて意思表示だけでも。人材育成について、伊賀市として人材（例えば埋蔵文化財）をどうしていくのかということを書いておいてもいいのでは。

事務局：博物館については、P. 139 上段二段目に施設整備の検討について記載してあります。

委員：青山讃頌舎の位置づけを教えてください。

事務局：博物館法による博物館は、学芸員が配置されて展示、収集、調査研究も含めた業務を実施している施設かと思います。青山讃頌舎については、市の学芸員を置いているわけではないです。

委員：所有者の役割について、所有者がしっかり保存していく必要はもちろんあるが、みなさんにも助けていただいて、所有者として将来、安心して文化財を継承していけるような文面があるといいと思う。

議長：他によろしいでしょうか。それでは、次に6章について説明をお願いします。

《事務局から資料2を用いて、第6章について文化庁及び庁内会議での指摘事項を踏まえて説明、質疑応答は以下のとおり》

議長：質問、ご意見等ありましたらお願いします。

委員：P. 142 表記について、商工会は伊賀市商工会でお願いします。三重大学の国際日本忍者研究センターについてはHPなどを確認してください。そこまで細かく表記しなくてもいいのかもしれない。

委員：P. 122 芭蕉の関係で追記いただきたいものがあるので、後日連絡いたします。

議長：全体について何か質問はございませんか。

委員：記載全体を通して、産業遺産への目配りが足りない気がするので、もう少し未指定のものについても配慮をいただきたい。学校教育の関係で議論が出たことはよかったと思う。

委員：P. 144 の進捗管理の「自己評価」という表現は、外部からみた場合、少しどうかと思う部分があり、いわゆる外部評価的な形で意見をもらうこともあると思うので、そのあたりも反映されていくのかどうか。協議会の位置づけなどももう少し、考えながら整理していただけたらと思います。

議長：その他、よろしいでしょうか。事務局の方で出てきた意見について、整理してまとめていただく必要があると思います。スケジュール的にはあと1ヶ月で原案を完成させるということになりますが、これについて協議会は開かれる予定はないですが、どのように対応されますか。

事務局：本日ご指摘いただいた内容及び文化庁からの指摘事項について整理をし、パブリックコメントを開始するまでに菅原会長に直接お伺いし、ご指導いただけたらと考えています。よろしいでしょうか。

議長：時間的にもそのスケジュールが最善かと思います。よろしいでしょうか。それでは、そのようお願いします。

他にございませんでしょうか。それでは、3. その他について、事務局から何かございますか。

事務局：次回の協議会の日程については、2月の初旬頃を開催させていただければと存じます。調整について、またよろしく願いいたします。

滝川事務局長

あいさつ